

官報

号外

平成十八年十二月五日

○第百六十五回 衆議院會議録 第二十号

平成十八年十二月五日（火曜日）

議事日程 第十四号

午後一時開議

- 第一 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
- 第二 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）
- 第三 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（第百六十四回国会、加藤勝信君外二名提出）

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
- 日程第二 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）
- 日程第三 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（第百六十四回国会、加藤勝信君外二名提出）

平成十八年十二月五日 衆議院會議録第二十号

午後一時二分開議

○議長（河野洋平君） これより会議を開きます。

日程第一 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

○議長（河野洋平君） 日程第一、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。経済産業委員長上田勇君。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔上田勇君登壇〕

○上田勇君 た、だいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を初めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして、十月十三日の閣議において、

て、外国為替及び外国貿易法第十条第一項に基づき、北朝鮮からのすべての貨物の輸入を禁止する等の措置を講じることが決定されました。本件は、これを受けて、十月十四日から当該措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。

本委員会におきましては、十二月一日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第二 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君） 日程第二、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。文部科学委員長梶屋敬悟君。

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔梶屋敬悟君登壇〕

○梶屋敬悟君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信の円滑な実現を図るため、IPマルチキャスト放送を有線放送と同様の取り扱いとする等の措置を講ずること、

第二に、視覚障害者に対する録音図書の送信、特許審査等の行政手続のために必要な複製をより円滑に行えるようにするための措置等、情報化等に対応した権利制限の拡大を行うこと、

第三に、著作権等の侵害に係る刑事罰について、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、法人処罰に係る罰金刑の上限を引き上げることなどであります。

本案は、十一月二十九日本委員会に付託され、十二月一日伊吹文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（第百六十四回国会、加藤勝信君外二名提出）

○議長（河野洋平君） 日程第三、政治資金規正法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君。

福田 峰之君 富岡 勉君
藤野真紀子君 矢野 隆司君
船田 元君 龜岡 偉民君
近藤 洋介君 岡本 充功君
野田 佳彦君 田村 謙治君
松本 大輔君 長島 昭久君
赤羽 一嘉君 高木 陽介君
石井 啓一君 大口 善徳君
吉井 英勝君 佐々木憲昭君
長崎幸太郎君 萩原 誠司君
越智 隆雄君 西村 明宏君
龜岡 偉民君 船田 元君
富岡 勉君 福田 峰之君
矢野 隆司君 藤野真紀子君
岡本 充功君 近藤 洋介君
田村 謙治君 野田 佳彦君
長島 昭久君 松本 大輔君
高木 陽介君 石井 啓一君
大口 善徳君 赤羽 一嘉君
佐々木憲昭君 吉井 英勝君

一、昨四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、昨四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
平成十七年度一般会計歳入歳出決算
平成十七年度特別会計歳入歳出決算
平成十七年度国稅収納金整理資金受払計算書
平成十七年度政府関係機関決算書
平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書
決算行政監視委員会 付託
(議案送付)
一、去る十一月三十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会衆法第七号)
一、去る十一月三十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
建築士法等の一部を改正する法律案
貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)
一、去る十一月三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
学校教育法の一部を改正する法律案(武正公一君外四名提出)
(議案通知)
一、去る十一月三十日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。
官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、達増拓也君外五名提出)
(議案通知書受領)
一、去る一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
関稅暫定措置法の一部を改正する法律案
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)
(質問書提出)
一、去る十一月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
遺棄化学兵器に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
一八五五年の琉仏修好条約に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
大東亞戦争の定義に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

男君提出)
二〇〇二年九月十七日の日朝首脳会談に臨む外務省の体制に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
消費者金融が利用者に加害させる生命保険に関する質問主意書(長妻昭君提出)
一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「金融サービス利用者相談室」に関する質問主意書(高井美穂君提出)
政官関係を通る外務審議官の認識に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)
外務省の対北朝鮮外交担当者の対米認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
一、昨四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
一八五九年の琉蘭修好条約に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
タクシーの全面禁煙化に関する再質問主意書(小宮山洋子君提出)
(答弁書受領)
一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員高山智司君提出市民参加行事の開催に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出週刊現代に対する外務省の抗議に関する質問に対する答弁書
衆議院議員赤嶺政賢君提出水俣病のすべての被害者の早期救済等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の人脈構築費に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出軍隊、戦力等の定義に関する質問に対する答弁書
衆議院議員平岡秀夫君提出犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書

平成十八年十一月二十一日提出
質問 第一六八号
市民参加行事の開催に関する質問主意書
提出者 高山 智司
市民参加行事の開催に関する質問主意書
小泉内閣当時に内閣府が開催した「タウンミーティング」の多くにおいて、あらかじめ「サクラ」の質問者や「やらせ」質問を手配し、その一部の者には謝金が支払われていたことが明らかになりつつある。内閣府の「タウンミーティング」以外にも各省庁等が類似の市民参加型の行事、対話集会等を行つてゐるものと思料するが、それらにおいて「タウンミーティング」と同様の「サクラ」「やらせ」等によつて世論の捏造や税金の浪費が行われていることが懸念されるため、次の事項について質問する。
一 内閣府開催の「タウンミーティング」以外に平成十七年度及び同十八年度において国の行政機関が主催若しくは共催し、又は公益法人等に委託して開催した市民参加型の行事、対話集会(名称の如何に関わらず、国の公金を支出し、市民からの意見聴取、世論の把握を目的として実施した各種行事であつて、施設の開所等に際するオープニング・セレモニー等の単なる記念式典を除く。)について、次の事項を明らかにされたい。
ア 行事の名称
イ 主催・共催・委託元等となつた行政機関名
ウ 開催年月日
エ 企画・準備等を外部の民間業者に発注した場合には、その発注先業者名と発注金額
二 一の行事のうち、参加・発言・質問等の行為(来賓としての儀礼的挨拶を除く。)を予め地方の行政機関や各種民間団体等を通じて依頼したものについては、一の事項に加えて次の事項についても明らかにしたうえで、これらの事実について

ついでに政府としての見解を明らかにされた
い。

ア 依頼内容(発言・質問の依頼についてはそ
の具体的内容)

イアの依頼先
右質問する。

内閣衆質一六五第一六八号

平成十八年十二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員高山智司君提出市民参加行事の開催
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高山智司君提出市民参加行事の
開催に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「市民参加型の行事、対話集会につ
いては、お尋ねの事項を網羅的に把握し明らか
にする作業が膨大なものになることから、お答
えすることは困難である。

平成十八年十一月二十一日提出

質問 第一一六九号

週刊現代に対する外務省の抗議に関する質問

主意書

提出者 鈴木 宗男

週刊現代に対する外務省の抗議に関する質
問主意書

一 外務省公式ホームページは、二〇〇六年十一
月六日付で「西田外務審議官の発言とされる内
容に関する週刊現代の記事について」との表題
で、

「十一月六日に発売された週刊現代(講談社)
の西田外務審議官の発言とされる内容について
の記事に関して、外務省としては、同外務審議
官に事実関係を確認しましたが、報道されてい

るような発言を同外務審議官が行ったとの事実
はないと承知しており、同誌からの照会に対し
てもその旨予め回答しております。

外務省として週刊現代に対し、読者に誤解を
与え、また、名前を特定された関係者に多大な
迷惑をかける記事を掲載したことにつき厳重な
抗議を行いました。」

との告知を行っているが、外務省において、い
つ、誰が西田恒夫外務審議官から事情聴取を
行ったか。

二 一の西田恒夫外務審議官からの事情聴取は公
文書に記録されているか。

三 外務省は、「外務省としては、同外務審議官
に事実関係を確認しましたが、報道されている
ような発言を同外務審議官が行ったとの事実は
ないと承知しており」と言っておきながら、週
刊現代編集部に対して「厳重な抗議」等を行うに
とどめ、明確に記事の撤回と謝罪を要求しない
真意を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六五第一六九号

平成十八年十二月一日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出週刊現代に対する外
務省の抗議に関する質問に対し、別紙答弁書
を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出週刊現代に対す
る外務省の抗議に関する質問に対する答弁
書

一及び二について

週刊現代からの御指摘の外務審議官の発言に
ついての照会があった後、外務省大臣官房とし
て御指摘の外務審議官に確認した。その記録は
作成されていない。

三について

外務省として、週刊現代に対し、読者に誤解
を与え、また、名前を特定された関係者に多大
な迷惑をかける記事を掲載したことにつき厳重
に抗議するとともに、適切な措置をとることを
強く求めたところであり、お尋ねのように「厳
重な抗議」等を行うにとどめたものではない。

平成十八年十一月二十一日提出

質問 第一一七〇号

水俣病のすべての被害者の早期救済等に関す
る質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

水俣病のすべての被害者の早期救済等に関
する質問主意書

水俣病の公式確認からすでに五〇年が経過して
いるにもかかわらず、今なお水俣病被害の実態の
全貌さえも明らかにできていない。このような事
態は極めて異常なことである。これは偏に、この
五〇年以上の間、患者とその家族が深い苦し
みにもがきながら血の出るような闘いを続ける中
にあつて、有効な対策をとらずにきた行政の怠慢
の結果といわざるを得ない。

二〇〇四年十月の水俣病関西訴訟の最高裁判決
は、今日まで第三者的立場をとり続けてきた国が
加害者であることを明確にしたものであり、至
極、妥当な内容というべきである。司法における
最終判断がはつきりと示された以上、政府は、こ
れを厳粛に受け止め、従来の硬直的な姿勢を即座
に転換すべきであつたにもかかわらず、今なお頑
なにそれを変えようとし、姿勢は、被害者の立
場からすれば、我慢の限度をはるかに超えた極め
て冷酷なものといわざるを得ない。

なお、最高裁判決以降、現在に到るまで、熊
本、鹿児島両県における新たな水俣病認定申請者
は四五〇〇人以上にも上っており、認定審査の一
刻も早い再開が望まれている状況にある。

二〇〇五年四月、環境大臣の私的懇談会として
設けられた「水俣病問題に係る懇談会(以下懇談
会)」という。一、三回にわたり議論を重ね、去
る九月十九日付で提言書をまとめ上げた。この懇
談会を設置した目的は、「水俣病問題の社会的・
歴史の意味を包括的に検証し、その教訓をもと
に、今後取り組みべき行政や関係方面の課題を提
言する」ということであつた。

そこで、水俣病のすべての被害者の救済を迅速
に行う上で、懇談会で提言された事項を誠実に、
かつ、着実に実施することが政府に課された責務
であるとの観点から、以下質問する。

一 懇談会の検討事項について

懇談会の設置目的は、前段でも指摘したとお
り、「水俣病問題の社会的・歴史の意味を包括
的に検証し、その教訓をもとに、今後取り組む
べき行政や関係方面の課題を提言する」とこと
であつたにもかかわらず、政府側は懇談会に対
し、認定基準の見直しやその他の検討会の設
置については懇談会の議論としては求めない
と見解を示したという事実が、提言書に明記さ
れている。懇談会の議論に政府があらかじめ
そのような制約を設けたことは由々しき問題であ
り、言語道断である。

懇談会において認定基準の見直しのための議
論を行うことは、この懇談会の設置目的に正に
合致したものであり、多くの委員からその見直
しに関する意見が出たにもかかわらず、この
点を議論の場から排除させようとした政府側
の態度は到底理解できない極めて不当なもので
あると考える。

そこで、現在においても、その時の政府の対
応は適切だったと考えているのか。もしそのよ
うに考えているのであれば、認定基準の見直し
については議論は求めないとしたことについ
て、水俣病被害者はもとより、国民誰もが納得
できる合理的な理由を明確に示されたい。

二 懇談会の提言等について

1 懇談会は、「すべての水俣病被害者に対して公正・公平な対応を目指し、いまだ救済・補償の対象になつていなかった新たな認定申請者や潜在する被害者に対する新たな救済・補償の恒久的な枠組みを早急に打ち出すこと」との提言をしている。

政府は、この提言を踏まえて、新たにどのような救済・補償の恒久的な枠組みを創設する方針なのか、具体的な時期も含めて明らかにされたい。

2 また、懇談会は、「熊本・鹿児島両県の認定審査会が長期にわたって機能を停止しているのは異常事態であり、国は両県と連携し待たされている被害者の身になって、責任をもつて早急に認定審査再開の方策を立てるべきである」との提言をしている。

政府は、認定審査再開に向けて努力するという趣旨の答弁を繰り返しているが、今に到るもそのメドすら全くたつていない。そこでまず、このような現状に対する国としての責任をどのように認識しているのか、明らかにされたい。その上で、政府はこれまでどのような方策を講じてきたのか、そして、なぜ認定審査が再開できないままなのか、また、今後どのような方策を考えているのか、その方策の実施時期も含めて明らかにされたい。

3 提言書には、「水俣病の被害の全貌を明らかにするための総合的な調査研究を推進すること」とあるが、政府は、総合的な調査研究を実施する意向はあるのか、あるとすれば、具体的にどのような内容の調査をいつから実施するつもりか、その推進体制も含めて明らかにされたい。

4 提言書には、「水俣地域の人々の『もやい直し』の活動を積極的に支援すること」とあるが、政府はどのような支援策を考えているのか、同地域についての現状認識とともに明らかにされたい。

5 さらに、同提言書は、「国は関係地方自治体等と連携して、水俣地域を『福祉先進モデル地域』（仮称）に指定し、水俣病被害者が高齢化しても安心して暮らすことのできるような総合的な福祉対策を積極的に推進すること。その中で胎児性水俣病患者の福祉対策には格別の配慮が必要である」とし、「新潟水俣病の被害者に対しても、同質の福祉対策を取る」としているが、政府は、そもそも水俣地域を福祉先進モデル地域に指定し、高齢被害者が真に安心して生活できるような総合的な福祉対策を行っていくことを考えているのか。もし考えているのであれば、その具体的な開始時期及び対策内容を明らかにされたい。

また、胎児性水俣病患者の福祉対策についての格別の配慮を考えているのかも明らかにされたい。さらには、新潟水俣病の被害者に対しても同質の福祉対策を実施する考えはあるのか明らかにされたい。

なお、これらいずれかの点について、今後、特段の対策を講ずる必要はないと考えているものがあれば、そう考える理由を明確にされたい。

6 提言書には、「これら『福祉先進モデル地域』（仮称）と『環境モデル都市』（仮称）の取り組みを総合的に持続性のあるものとするには、二つを一本化して『環境・福祉先進モデル地域』とし、立法化の措置も視野に入れた制度化が必要である」とあるが、政府の現在の考え及び立法措置等の制度化の実現に向けた今後の方針を明らかにされたい。

7 懇談会の議論の中で、各委員からは、水俣病の一九七七年の判断基準の見直しについて、多くの意見が出されていたと思うが、それらの意見の主なものの内容を明らかにするとともに、それぞれの意見に対する政府としての考え方を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六五第一七〇号
平成十八年十二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員 河野 洋平殿
衆議院議員 赤嶺政賢君提出水俣病のすべての被害者の早期救済等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 赤嶺政賢君提出水俣病のすべての被害者の早期救済等に関する質問に対する答弁書

一について

環境省としては、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号。以下「公健法」という。）における水俣病の認定要件である「後天性水俣病の判断条件について」（昭和五十二年七月一日付け環境保業第二百六十二号環境庁企画調整局環境保健部長通知。以下「判断条件」という。）については、水俣病に係る医学の各分野の専門家による検討の結果に基づいて取りまとめられたものであつて、妥当なものと認識しており、平成十六年十月十五日最高裁判所第二小法廷判決（以下「平成十六年最高裁判決」という。）においても判断条件の合理性について何ら判断が加えられていないことから、判断条件を再検討することは考えていない。このため、「水俣病問題に係る懇談会」（以下「懇談会」という。）において、環境大臣が、判断条件の問題については「御提言いただいたとしても行政として対応できないこともあることを御理解いただきたい」との説明をしたものであり、環境省としては、現時点においても、この対応は適切であつたと考えている。

二の1について

平成十八年九月十九日に懇談会において取りまとめられた提言書（以下「提言書」という。）において、「本懇談会の提言の実現は、決して容易ではなく、また、時間がかかるものも含まれている」と記載されているとおり、提言書に盛り込まれている事項の中には、その実現が容易でないものや実現までに時間を要するものも含まれているが、環境省としては、様々な関係者の意見を踏まえ、水俣病被害者の救済に係る今後の取組について検討していきたい。

二の2について

環境省としては、熊本県及び鹿児島県の公害健康被害認定審査会（以下「認定審査会」という。）の再開は、公健法の円滑な施行の観点から重要な課題であると考えており、認定審査会の再開に向け、熊本県及び鹿児島県と連携して、認定審査会の委員を務めていた方々を訪問し、認定審査会の再開の重要性についての理解を求めているところであるが、認定審査会の再開には至つておらず、引き続き、熊本県及び鹿児島県との緊密な連携を図りつつ、できるだけ早期に認定審査会が再開されるよう努力していきたい。

二の3について

環境省としては、水俣病に関する総合的な調査及び研究等を行うため、国立水俣病総合研究センターを設置し、基礎医学的調査・疫学的調査等の様々な調査研究を行っているところであり、今後にも必要な調査研究を進めていきたい。

二の4について

環境省としては、水俣病発生地域において、地域の再生・融和のための取組を促進することが重要であると認識し、その具体的方策について熊本県、鹿児島県、新潟県等との意見交換等を行っているところであり、今後、地域の環境、経済及び社会の各面にわたる再生への支援等を進めていきたい。

任務を有するものの、憲法上自衛のための必要

最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものと考えている。

二、三、五及び六について
憲法第九条第二項は「陸海空軍その他の戦力」の保持を禁止しているが、これは、自衛のための必要最小限度を超える実力を保持することを禁止する趣旨のものであると解している。自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから、同項で保持することが禁止されている「陸海空軍その他の戦力」には当たらない。

平成十八年十一月二十二日提出
質問 第一七三 号

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書

提出者 平岡 秀夫

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書

近年における犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化の状況にかんがみ、国際的な組織犯罪の防止対策は緊急を要するものとなっている。しかしながら、第百六十三回国会に政府から提出された、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案は、提案理由となつてゐる国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(TOC条約)及びサイバー犯罪に関する条約の国内法制化の為のものであると説明されているが、我が国の国内法の基本原則を逸脱し、国民の自由、権利を著しく狭め、侵害する懸念があるものである。よつて当該条約の締結を名目とした国内立法化については慎重を期する必要があるものと考えられる。

従つて、次の事項について質問する。

1 アメリカの留保について

アメリカ合衆国は、州法では極めて限定された共謀罪しか定めていない場合があることを国務省の大統領宛批准提案書の中で指摘し、国連越境組織犯罪防止条約によつて州レベルでの立法の必要がないようにするため、留保を行った上で条約を批准している。また、アラスカ、オハイオ、バーモントなどの州レベルでは広範な共謀罪処罰は実現していないと承知している。

(1) 共謀罪について、例えば、小職の質問主意書(平成十七年十月三十一日提出及び平成十八年六月二日提出)の政府答弁書(平成十七年十一月十一日付及び平成十八年六月十三日付)では、「共謀罪の対象犯罪について更に限定することは、条約上できない」とと答弁しているが、米国の例をみると、その答弁は虚偽ではないか。

(2) アメリカが前記の留保を行っていることに對し、我が国は異議申し立てをしているのか。また、

①申し立てしているとすれば、いつ、どのような異議を申し立て、その異議について国連(多国間)との関係及びアメリカ(二国間)との関係でどう決着が図られたのか。

②申し立てていないとすると、なぜ申し立てていないのか。

(3) アメリカ合衆国五〇州のそれぞれについて、どのような共謀罪があるのか。

2 その他の共謀罪制定国について

日本弁護士連合会の調査によれば、「組織犯罪の関与する重大犯罪の全てについて共謀罪の対象としていないことを認め、国連事務総長に通知している国」が五ヶ国(ブラジル、モロッコ、エルサルバドル、アンゴラ、メキシコ)存在する。これらの国々について、共謀罪の制定状況はどのようなになっているのか。

3 国連における条約審議の経緯等について

国連における条約審議の際、日本政府の見解として「行為参加罪の第三オプシオン」を提案していたにもかかわらず、その後「共謀罪オプシオン」に転換された経緯を明らかにするため、の記録(公電等)を示すことを政府は拒否し続けている。

(1) 第二回アドホック委員会が日本政府の提案していた「参加して行為するオプシオン」では、どのような内容の国内法が必要となると考えていたのか、日本政府内で検討されていたはずである。この提案当時に検討された「参加罪の規定」を示されたい。

(2) 国連越境組織犯罪防止条約第三十四条第一項に規定する「自国の国内法の基本原則」に關し、政府が第二回アドホック委員会に提出した提案では「日本の国内法の原則では、犯罪は既遂か未遂段階に至つて初めて処罰されるのであり、共謀や参加については、特に重大な犯罪に限定して処罰される。」と説明しているのに、政府の国会答弁(平成十七年十月二十一日南野法務大臣)では「自国の国内法の基本原則」とは、各国の憲法上の原則など国内法制において容易に変更できない根本的な法的原則を指す」としている。この政府答弁が政府提案時と変わつてきた理由及び経緯を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六五第一七三号

平成十八年十二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平

衆議院議員平岡秀夫君提出犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員平岡秀夫君提出犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書

1 の(1)及び(2)について

米国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(以下「条約」という。)の締結に際し、連邦制度という自国の基本原則に合致するような方法で条約上の義務を負う権利を留保していることを承知している。この点に關して我が国政府が照会したところ、米政府から、条約で犯罪化が求められている行為について、連邦法によつても州法によつても犯罪とされていない部分はほとんどないという回答を得ている。このようなことから、我が国政府としては、当該留保が条約の趣旨及び目的と両立しないものであると承知していない。なお、我が国は条約の締約国ではないことから、そもそも条約の締約国が付する留保に對して異議の申立てを行つていない立場にはない。

他方、我が国において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百二十六号)第六條の二の罪(以下「組織的な犯罪の共謀罪」という。)の対象犯罪について更に限定することは、条約第二條、第五條等の諸規定に照らし、条約の趣旨及び目的と両立しないものであると考えている。したがつて、先の答弁書(平成十七年十一月十一日内閣衆質一六三第六七号)1の(5)の⑤について及び先の答弁書(平成十八年六月十三日内閣衆質一六四第三〇〇号)2について述べたことは、米国の例を踏まえた上でも適切なものであると考えている。

1の(3)について
米政府によれば、圧倒的多数の州では、州

刑法上のすべての犯罪又は少なくともすべての重罪を対象とする一般的な共謀罪の規定が設けられているとすることである。

2について
我が国政府より照会したところ、ブラジル、モロッコ、エルサルバドル及びメキシコの各国政府によれば、各国内において条約第五条1(a)に規定されている行為は犯罪とされていることである。また、アンゴラは、条約の署名国であり、まだ締約国とはなっていないと承知している。

なお、日本弁護士連合会が作成した本年九月十四日付けの共謀罪新設に関する意見書には、国際連合薬物犯罪事務所が作成した文書によるとブラジル、モロッコ、エルサルバドル、アンゴラ及びメキシコの五箇国は、組織的な犯罪集団の関与するすべての重大犯罪を共謀罪の適用対象とはしていないことを自認している旨の記載があるが、当該文書を作成した国際連合薬物犯罪事務所によれば、同文書は古い情報に基づいたものであり、その後同事務所が作成した文書では、これら五箇国のいずれについても条約第五条の実施に当たって何らかの問題があるとは記載されていないとすることである。

3の(一)について
御指摘の「参加して行為するオプシオン」は、我が国が新たな選択肢として提案した「重大な犯罪を行う目的を有する組織的な犯罪集団の活動に、自己の参加が当該犯罪の達成に寄与することを知らず、参加すること」を指すものと考えられるところ、政府としては、当時、条約の交渉の過程であったことから、これに対応する国内法整備の具体的な内容についての検討までは行わなかったものである。

3の(二)について
御指摘の提案をした時点における条約の案文においては、いわゆる共謀罪について、対象となる「重大な犯罪」の範囲がまだ定まっておらず、「組織的な犯罪集団が関与するもの」という

議長報告 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件及び同報告書 著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

要件を付することも認められていなかった。他方、我が国の刑事法においては、一定の犯罪については実行の着手前の共謀や予備行為等を処罰することとされているものの、すべての犯罪の共謀を一般的に処罰することとはされていない。そこで、我が国は、その時点における条約の案文において犯罪とすることが義務付けられている行為を犯罪とすることは我が国の法的原則と相容れないことを説明した上で、当該共謀罪について、「組織的な犯罪集団が関与するもの」との要件を加えるべきこと等を提案したものである。

また、御指摘の法務大臣の答弁は、条約第三十四条1にいう「自国の国内法の基本原則」とは、各国の憲法上の原則等、国内法制において容易に変更することのできない根本的な法的原則を指すものと解されていることを述べた上で、組織的な犯罪の共謀罪は、すべての犯罪の共謀を一般的に処罰するものではなく、重大な犯罪に当たる行為で、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの等の遂行を共謀した場合に限って処罰の対象としており、我が国の国内法の基本原則に反するものではないとの趣旨をお答えしたものである。

したがって、前記答弁が条約の交渉の過程における我が国の提案から変わったとの御指摘は当たらないものと考えている。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右
国会に提出する。
平成十八年十月二十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成十八年十月十三日閣議決定)に基づき、平成十八年十月十四日から平成十九年四月十三日までの間、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮である第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

理 由

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を必要があるからである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨
本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置につ

いて(平成十八年十月十三日閣議決定)に基づき、平成十八年十月十四日から平成十九年四月十三日までの間、同法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び同法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮である第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由
本件は、我が国の平和及び安全の維持のための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。
平成十八年十二月一日
衆議院議長 河野 洋平殿
経済産業委員長 上田 勇

著作権法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成十八年十一月二日
内閣総理大臣 安倍 晋三

著作権法の一部を改正する法律
(著作権法の一部改正)
第一条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二百二条中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 著作隣接権の目的となつて実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていな

い放送にあつては、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。)において受信されることを目的として送信可能化(公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。)を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

4 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問はず、実演の提示につき受ける対価をいう。)を受けない場合を除き、当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者に相当額の補償金を支払わなければならない。

5 前二項の規定は、著作隣接権の目的となつてレコードの利用について準用する。この場合において、前項中「第九十二条の二第一項」とあるのは、「第九十六条の二」と読み替へるものとする。

第九十二条の二中「同条第三項」を「同条第五項及び第六項」に改める。

第二条 著作権法の一部を次のように改正する。
第二条第一項第七号の二中「有線電気通信設備」を「電気通信設備」に改める。

第二十九条の見出しを削り、同条第二項中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第一号中「有線放送」を「」に改め、有線放送し、自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行う」に改める。

第三十四条第一項中「又は有線放送」を「若しくは有線放送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域(放送法

(昭和二十五年法律第三十二号)第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。以下同じ。)において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行う」に改める。

第三十七条第三項中「おいては」の下に「公表された著作物について」を、「貸出しの用」の下に「若しくは自動公衆送信(送信可能化を含む。以下この項において同じ。)の用」を加え、公表された著作物を録音する」を「録音し、又は専ら視覚障害者の用に供するために、その録音物を用いて自動公衆送信を行う」に改める。

第三十七条の二中「有線放送される著作物」の下に「(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。以下この条において同じ。)」を、「当該」の下に「放送され、又は有線放送される」を加える。

第三十八条第二項中「有線放送する」を「有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)」を行う」に改め、同条第三項中「著作物」の下に「(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。)」を加える。

第三十九条第一項中「有線放送する」を「有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入

力することによるものを含む。)を行う」に改め、同条第二項中「又は有線放送される」を「若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される」に改める。

第四十条第一項中「行なわれた」を「行われた」に、「行なう」を「行う」に、「第四十二条を」に「第四十二条第一項に改め、同条第二項中「有線放送する」を「有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)」を行う」に改め、同条第三項中「又は有線放送される」を「若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される」に改める。

第四十二条に次の一項を加える。
2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的評価又は国際出願(特許協力条約に基づく国際出願等)に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二条に規定する国際出願をいう。)に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事(医療機器(薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第四項に規定する医療機器をいう。))に関する事項を含む。以下この号において同じ。)に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

第四十七条の三を第四十七条の四とし、第四十七条の二の次の一条を加える。
(保守、修理等のための一時的複製)
第四十七条の三 記録媒体内蔵複製機器(複製の機能を有する機器であつて、その複製を機

器に内蔵する記録媒体(以下この条において「内蔵記録媒体」という。)に記録して行うものをいう。次項において同じ。)の保守又は修理を行う場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後、当該内蔵記録媒体に記録することができる。

2 記録媒体内蔵複製機器に製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程において生じた故障があるためこれを同種の機器と交換する場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同種の機器の内蔵記録媒体に記録することができる。

3 前二項の規定により内蔵記録媒体以外の記録媒体に著作物を記録した者は、これらの規定による保守若しくは修理又は交換の後には、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物を保存してはならない。

第四十八条第一項第一号中「若しくは第三項」を削り、同項第二号中「第三十四条第一項」の下に「第三十七条第三項」を加える。

第四十九条第一項第三号中「除く。」の下に「若しくは第四十七条の三第一項若しくは第二項の規定の適用を受けて同条第一項若しくは第二項に規定する内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録された著作物の複製物」を加え、「当該を」これらの」に改め、同項第四号中「第四十七条の二第二項」の下に「又は第四十七条の三第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

第六十八条第二項中「有線放送」の下に「専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気

通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行い、を、「当該有線放送」の下に、「自動公衆送信」を加える。

第八十六条第一項後段中「第四十二条を」第四十二条第一項に改める。

第八十九条第一項中「権利並びに」の下に「第九十四条の二及び第九十五条の三第三項に規定する報酬並びに」を加え、「及び第九十五条の三第三項に規定する報酬」を削り、同条第六項中「二次使用料及び報酬」を「報酬及び二次使用料」に改める。

第九十四条の次に次の一条を加える。

(放送される実演の有線放送)

第九十四条の二 有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合(営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いづれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。次条第一項において同じ。)を受けない場合を除く。)には、当該実演(著作隣接権の存続期間内のものに限り、第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。)に係る実演家に相当額の報酬を支払わなければならない。

第九十五条第一項中「当該放送又は有線放送を受信して放送又は」を「営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けて、当該放送を受信して同時に」に改める。

第九十七条第一項中「当該放送又は有線放送を受信して放送又は」を「営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いづれの名義をもつてするかを問わず、レコードに係る音の提示につき受ける対価をいう。)を受けずに、当該放送を受信して同時に」に改める。

第二百二条第一項中「並びに第四十四条(第二項を除く。)」を、「第四十四条(第二項を除く。)」並びに第四十七条の三に、「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改め、同条第三項中「放送

法(昭和二十五年法律第三十二号)第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。を削り、同条第四項中「営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いづれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。)を受けない」を「第一項において準用する第三十八条第二項の規定の適用がある」に改め、同条第六項中「放送又は有線放送」を「放送若しくは有線放送」に改め、「これ」に改め、「これを」を削り、「又は影像」を「若しくは影像」に、「伝達する」を「伝達し、又はその著作物の放送について、これを受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化(公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。)」を行う」に改め、同条第七項に次の二号を加える。

三 第一項において準用する第四十七条の三

第一項若しくは第二項の規定の適用を受けて同条第一項若しくは第二項に規定する内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者四 第一項において準用する第四十七条の三第三項の規定に違反して同項の複製物を保存した者

第二百十三條第一項第二号中「情を知つて頒布し、又は」を、「情を知つて、頒布し、若しくは」に改め、「もつて」の下に「所持し、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもつて」を加え、同条第四項中「第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使

用料又は」を「第九十四条の二」に改め、「報酬」の下に「又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を加える。第九十九条を次のように改める。

第九十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者第三十条第一項(第二百二条第一項において準用する場合を含む。)に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第九十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権(同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第二百二十条の二第三号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第九十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。は、十年以下の懲役若しくは千萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作人格権又は実演家人格権を侵害した者(第九十三条第三項の規定により著作人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)

二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

三 第九十三条第一項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四 第九十三条第二項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

第九十二条第一項第一号中「第九十九条第一号(著作人格権又は実演家人格権に係る部分を除く。)」を「第九十九条第一項若しくは第二

項第三号若しくは第四号」に、「一億五千万円」を「三億円」に改め、同項第二号中「第九十九条第一号(著作人格権又は実演家人格権に係る部分に限る。)」を「第九十九条第二項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定により第九十九条第一項若しくは第二項又は第九十二条の二第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

附則第二条第三項中「新法中」を「著作権法中」に、「第九十五条」を「第九十四条の二、第九十五条」に改め、「附則第十五条第一項において同じ」を削る。

附則第五条の二中「新法」を「著作権法」に、「第九十九条第二号」を「第九十九条第二項第二号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(放送のための映画の著作物の著作権の帰属についての経過措置)

第二条 この法律の施行前に創作されたこの法律による改正後の著作権法(次条において「新法」という。)第二十九条第二項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

(放送される実演の有線放送についての経過措置)

第三条 新法第九十四条の二の規定は、著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十四号)附則第三項若しくは著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号。以下この条において「平成元年改正法」という。)附則第二項の規定の適用により新法中著作隣接権に

関する規定の適用を受けない実演又は平成元年改正法附則第四項の規定の適用により新法中著作隣接権に関する規定の適用を受けない実演家に係る実演については、適用しない。
(罰則についての経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 著作権法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の著作権法第八条第三号」を「著作権法第八条第六号」に改める。

第六条 著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「改正後の」を削る。
第七条 著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「新法」を「著作権法」に改める。
第八条 著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の」を「著作権法」に改め、「行われた」の下に「著作権法」を加える。
附則第三項中「改正後の」を「著作権法」に改め、同項第一号中「レコード」の下に「著作権法」を加え、同項第二号中「第八条第三号」を「著作権法第八条第三号」に改める。

(著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第九条 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「新法中」を「著作権法中」に改める。

附則第三項中「新法」を「著作権法」に改める。
附則第四項中「新法中」を「著作権法中」に改め、「著作権法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十九号)附則第二項」を削り、同項第二号中「新法第八条第四号」を「著作権法第八条第五号」に改める。

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正)
第十条 著作権法の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「著作権法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十九号)附則第二項」を削る。

理 由

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、放送される実演及びレコードの送信可能化、視覚障害者に対する録音図書等の送信、特許審査等の行政手続のために必要な複製等をより円滑に行えるようにするための措置等を講ずるとともに、著作権等を侵害する行為によって作成された物を情を知って業として輸出する行為等を著作権等の侵害行為とみなすこととし、あわせて著作権等の侵害に対する刑事罰を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出に関する報告書)

一 議案の目的及び要旨

本案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 放送の同時再送信に係る制度の見直し
(一) 放送される実演又はレコードは、専ら当

該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として、送信可能化することができるとするとともに、当該送信可能化を行う者は、実演家又はレコード製作者に補償金を支払わなければならないこととする。

(二) 放送される著作物等は、非営利かつ無料の場合には、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として、自動公衆送信することができることとする。

(三) 放送される実演を有線放送した有線放送事業者は、実演家に報酬を支払わなければならないこととする。

四 商業用レコードを用いた放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行った放送事業者等は、実演家又はレコード製作者に二次使用料を支払わなければならないこととする。

2 情報化等に対応した権利制限の拡大
(一) 点字図書館等の視覚障害者情報提供施設等は、公表された著作物について、専ら視覚障害者の用に供するため、録音図書を用いて自動公衆送信することができることとする。

(二) 著作物は、特許や薬事等に関する審査等の手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができることとする。

(三) 記録媒体を内蔵する機器の記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度における保守若しくは修理又は当該機器の欠陥等による交換のため、一時的に複製することができることとする。

3 著作権等の侵害とみなす行為及び罰則の見直し
(一) 著作権等を侵害する行為によって作成された物を、情を知って業として輸出し又は

輸出品で所持する行為を侵害とみなす行為とすること。

(二) 著作権、出版権及び著作隣接権の侵害に係る刑事罰について、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、法人処罰に係る罰金刑の上限を引き上げること。また、秘密保持命令違反に係る刑事罰について、法人処罰に係る罰金刑の上限を引き上げること。

4 施行期日

この法律は、平成十九年七月一日から施行すること。ただし、一の(一)については公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、所要の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十八年十二月一日

文部科学委員長 榎屋 敬悟
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 IPマルチキャスト放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年六月二十九日法律第八十五号)第三条第一項に基づく登録を受けた事業者が、IPマルチキャスト技術を活用してサービスを行う有線役務利用放送をいう。)が、著作物等の利用形態としては、著作権法第二条第一項第九号の二に規定する有線放送とほぼ同様であることに鑑み、事業者が自ら番組を調達して放

平成十八年十二月五日 衆議院會議録第二十号

政治資金規正法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一一一

送する「自主放送」の著作権法上の位置付けについても、速やかに検討を進めること。

二 近年のＩＰネットワーク技術の進歩による伝送経路の多様化に鑑み、著作権法第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送及び同項第九号の四に規定する自動公衆送信については、現在の伝送経路等による区分を見直し、伝送経路の多様化に対応した包括的な規定に改めることを含め、速やかに検討を進めること。

三 前項の検討に当たっては、著作者の権利保護にも配慮しつつ、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年六月四日法律第八十一号）第三条に規定する基本理念にのっとり、デジタル情報の特性を生かしたコンテンツの二次利用が促進されるよう、著作権処理の円滑化を図ること。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十八年四月十二日

提出者

加藤 勝信

早川 忠孝

近江屋信広

賛成者

大村 秀章外二十名

政治資金規正法等の一部を改正する法律
（政治資金規正法の一部改正）

第一条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「かかる場合」の下に「第二十一年法律第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。」を加え、同条第二項中「書面」の下に「又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの」の写

しを加える。

第十八条の二第二項中「かかる場合」の下に「（第二十一年法律第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）を加える。

第二十一年法律第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第十二条第一項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の九月三十日まで公表するものとする。

第二十一年法律第二項中「前条第一項に規定する」を「第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による」に改め、第四章中同条の次に次の一条を加える。

（収支報告書等に係る情報の公開）

第二十一年法律第三項若しくは第十七条第一項の規定による報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（以下この条において「収支報告書等」という。）で第二十一年法律第一項の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものである行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わな

を経過する日までの間」とする。

三 都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする。

第二十二條の五に次のただし書を加える。

ただし、日本法人であつて証券取引法第二條第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式を発行しているものがする寄附については、この限りでない。

（公職選挙法の一部改正）

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百八十九條第一項中「支出の金額」を「当該支出の金額」に改め、「記載した書面」の下に「又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの」の写しを加える。

第百九十一條第一項中「明細書」の下に「（第百八十六條に規定する明細書をいう。）」を加える。

（政党助成法の一部改正）

第三条 政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二條」を「第三十二條の二」に改める。

第十七條第一項中「場合」の下に「（第三十一條において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）」を加え、同条第二項第一号中「書面」の下に「又は当該政党交付金による支出の目的を記載した書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が作成した当該政党交付金による支出に係る振込み若しくは振替の明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したもの」の写し。第三十四條第一項並びに第四十四條第一項第一号及び第七号において「政党分領収書等の写し」という。」を加える。

第十八條第二項第一号中「書面」の下に「又は

当該支部政党交付金による支出の目的を記載した書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が作成した当該支部政党交付金による支出に係る振込み若しくは振替の明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したもの」の写し。第四十條の二第二項並びに第四十四條第一項第二号及び第七号において「支部分領収書等の写し」という。」を加える。

第三十一條中「第十七條第一項又は第二十八條第一項の報告書並びに第十七條第二項（第二十八條第二項において準用する場合を含む。）又は第二十九條第二項の支部報告書及び総括文書（第二十一年法律第一項又は前条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）を「定期報告文書（第十七條第一項の報告書並びに同条第二項の支部報告書及び総括文書（第二十一年法律第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）をいう。以下この条及び第三十二條の二第一項において同じ。）又は解散等報告文書（第二十八條第一項の報告書並びに同条第二項において準用する第十七條第二項又は第二十九條第二項の支部報告書及び総括文書（前条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）をいう。第三十二條の二第二項において同じ。）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、定期報告文書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該定期報告文書が提出された年の九月三十日まで公表するものとする。

第三十二條第三項中「監査意見書」の下に「（第五項、次条第三項及び第三十八條において「都道府県提出文書」という。）」を加え、同条第五項中「第三項に規定する支部報告書、支部総括文書又は監査意見書」を「当該要旨の公表に係る都道府県提出文書」に改め、第六章中同条の次に次の一条を加える。

(報告書等に係る情報の公開)

第三十二条の二 定期報告文書若しくは解散等報告文書又はこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書で第三十一条の規定により当該定期報告文書又は解散等報告文書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第三条の規定による開示の請求があった場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わなければならない。

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政党助成法(平成六年法律第五号)第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政党助成法第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

3 都道府県は、第一項の規定の例により、都道府県提出文書に係る情報の開示を行うものとする。

第三十三条第五項中「前条第一項を」第三十二条第一項に改める。

第三十四条第一項中「領収書等」を「政党分領収書等の写し」に改める。

第三十八条中「第三十二条第三項及び第五項の規定による支部報告書、支部総括文書及び監査意見書」を「都道府県提出文書」に改める。

第四十条の二第二項中「領収書等」を「支部分領収書等の写し」に改める。

第四十四条第一項第一号中「領収書等」を「政党分領収書等の写し」に改め、同項第二号中「領収書等」を「支部分領収書等の写し」に改め、同

平成十八年十二月五日 衆議院会議録第二十号

項第七号中「第二十八条第二項において準用する場合を含む。」の領収書等」を「第二十八条第二項において準用する場合を含む。」の政党分領収書等の写しに、「第二十九条第三項において準用する場合を含む。」の領収書等」を「第二十九条第三項において準用する場合を含む。」の支部分領収書等の写しに改める。

(政治資金規正法の一部改正)
第四条 次に掲げる法律の規定中「若しくは日本郵政公社」及び「若しくは振替」を削る。

一 政治資金規正法第十二条第二項
二 公職選挙法第百八十九条第一項
三 政党助成法第十七条第二項第一号及び第十八条第二項第一号

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち政治資金規正法第十二条の改正規定、同法第十八条の二第二項の改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十条の二第二項の改正規定及び同条の次に加える改正規定並びに第二条及び第三条の規定並びに次条から附則第四条まで、附則第六条及び附則第八条から附則第十条までの規定 平成十九年一月一日

二 第四条並びに附則第五条、附則第七条及び附則第十一条の規定 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の廃止の日

三 附則第十三条の規定 この法律の公布の日又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

(政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の政治資金規正法(以下附則第四条までにおいて「新政治資金

規正法」という。)第十二条第二項(新政治資金規正法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)以後に提出すべき期間が開始する新政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日以後に新政治資金規正法第十七条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した第一条の規定による改正前の政治資金規正法(以下附則第四条までにおいて「旧政治資金規正法」という。)第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日前に旧政治資金規正法第十七条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

第三条 新政治資金規正法第二十条第一項後段の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する新政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書から適用する。

第四条 新政治資金規正法第二十条の三の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する新政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日以後に新政治資金規正法第十七条第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における当該報告書並びにこれらに添付し、又は併せて提出すべき書面について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した旧政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日前に旧政治資金規正法第十七条第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における当該報告書並びにこれらに添付し、又は併せて提出すべき書面については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に提出される第四条の規定による改正後の政治資金規正法第十二条第一項の報告書又は

同法第十七条第一項の報告書に併せて提出すべき書面であつて同日前の支出に係る部分を含むものに係る同法第十二条第二項(同法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第十二条第二項中「金融機関が作成した振込みの明細書」とあるのは、「金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書」とする。

(改正後の公職選挙法の適用区分等)
第六条 第二条の規定による改正後の公職選挙法第百八十九条第一項の規定は、一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に提出される第四条の規定による改正後の公職選挙法第百八十九条第一項の報告書に添付すべき書面であつて同日前の支出に係る部分を含むものに係る同項の規定の適用については、同項中「金融機関が作成した振込みの明細書」とあるのは、「金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書」とする。

(政党助成法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 第三条の規定による改正後の政党助成法(以下附則第十条までにおいて「新政党助成法」という。)第十七条第二項第一号(新政党助成法第二十八条第二項において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項並びに第四十四条第一項第一号及び第七号の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する新政党助成法第十七条第一項の報告書及び一部施行日以後に新政党助成法第二十八条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した第三条の規定による改正前の政党助成法(以下附則第十条までにおい

政治資金規正法等の一部を改正する法律案及び同報告書

て「旧政党助成法」という。第十七条第一項の報告書及び一部施行日前に旧政党助成法第二十八条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

2 新政党助成法第十八条第二項第一号(新政党助成法第二十九条第三項において準用する場合を含む。)、第四十条の二第二項並びに第四十四条第一項第二号及び第七号の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する新政党助成法第十八条第一項の支部報告書及び一部施行日より支部報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該支部報告書の提出について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した旧政党助成法第十八条第一項の支部報告書及び一部施行日前に旧政党助成法第二十九条第一項の規定により支部報告書を提出すべき事由が生じた場合には、なお従前の例による。

第九條 新政党助成法第三十一条後段の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する定期報告文書(同条の定期報告文書をいう。次条において同じ。))から適用する。

第十條 新政党助成法第三十二条の二第一項及び第二項の規定は、一部施行日以後に提出すべき期間が開始する定期報告文書及び一部施行日以後に提出すべき事由が生じた場合における新政党助成法第三十一条の解散等報告文書並びにこれらに併せて提出すべき書面及び文書について適用し、一部施行日前に提出すべき期間が開始した旧政党助成法第十七条第一項の報告書並びに同条第二項の支部報告書及び総括文書(旧政党助成法第二十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。))並びに一部施行日前に提出すべき事由が生じた場合における旧政党助成法第二十八条第一項の報告書並びに同条第二

項において準用する旧政党助成法第十七条第二項又は旧政党助成法第二十九条第二項の支部報告書及び総括文書(旧政党助成法第三十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。))並びにこれらに併せて提出すべき書面及び文書については、なお従前の例による。

2 新政党助成法第三十二条の二第三項の規定は、一部施行日以後に新政党助成法第十八条第一項の規定により提出すべき期間が開始する同項の支部報告書又は一部施行日以後に新政党助成法第二十九条第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における同項の支部報告書に係る都道府県提出文書(新政党助成法第三十二条第三項の都道府県提出文書をいう。))について適用し、一部施行日前に旧政党助成法第十八条第一項の規定により提出すべき期間が開始した同項の支部報告書又は一部施行日前に旧政党助成法第二十九条第一項の規定により提出すべき事由が生じた場合における同項の支部報告書に係る旧政党助成法第三十二条第三項の支部報告書、支部総括文書及び監査意見書については、なお従前の例による。

第十一條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に提出される第四条の規定による改正後の政党助成法第十七条第一項の報告書若しくは同法第十八条第一項の支部報告書又は同法第二十八条第一項の報告書若しくは同法第二十九条第一項の支部報告書に併せて提出すべき書面であつて同日前の支出に係る部分を含むものに係る同法第十七条第二項第一号(同法第二十八条第二項において準用する場合を含む。))及び同法第十八条第二項第一号(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「金融機関」とあるのは「金融機関若しくは日本郵政公社」と、「振込みの明細書」とあるのは「振込み若しくは振替の明細書」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十二條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。))の施行前にした行為並びに附則第二条、第六条及び第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十三條 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百九条中政治資金規正法第十二条第一項第三号トの改正規定の次に次のように加える。

第二十二條の五ただし書中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

理 由

証券取引所に上場されている株式を発行している日本法人からの政治活動に関する寄附については、主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している規制を撤廃するほか、政治資金に係る収支報告書等について、その要旨の公表の期限等を定めるとともに、政治団体の金融機関への振込みによる支出について、収支報告書等の添付書面の簡素化を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(加藤勝信君外二名提出、第百六十四回国会衆法第二〇号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、証券取引所に上場されている株式を

発行している日本法人からの政治活動に関する寄附について、主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している規制を撤廃するほか、政治資金に係る収支報告書等について、その要旨の公表の期限等を定めるとともに、政治団体の金融機関への振込みによる支出について、収支報告書等の添付書面の簡素化を行うとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 証券取引所に上場されている株式を発行している日本法人からの寄附については、主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している現行の規制を撤廃するものとする。

2 収支報告公表の期日の明文化

(一) 総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会、は、収支報告書を受理したときは、原則として、収支報告書が提出された年の九月三十日までにその要旨を公表するものとする。

(二) 総務大臣に提出された収支報告書等で収支報告書の要旨が公表される前のものについて行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定による開示の請求があつた場合においては、当該収支報告書の要旨が公表される日前は開示決定を行わないこととし、要旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間に開示決定を行うものとする。

(三) 都道府県は、(二)の前段の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする。

四 政党助成法の使途等報告書等についても、(一)から(三)までと同様の措置を講じるものとする。

3 収支報告手続の簡素化
(一) 政治資金規正法の収支報告書に併せて提

出すべき書面のうち、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面及び金融機関が作成した振込みの明細書の写しをもって、領収書の写しに代わる書面に代えることができるものとする。

(二) 公職選挙法の選挙運動収支報告書に添付すべき書面及び政党助成法の使途等報告書又は支部報告書に併せて提出すべき書面についても、(一)と同様の措置を講じるものとする。

4 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、2及び3については、平成十九年一月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、証券取引所に上場されている株式を発行している日本法人からの政治活動に関する寄附について、主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している規制を撤廃するほか、政治資金に係る収支報告書等について、その要旨の公表の期限等を定めるとともに、政治団体の金融機関への振込みに係る支出について、収支報告書等の添付書面の簡素化を行うものとするもので、その措置は妥当なものと認め、寄附の受領に係る規制の撤廃は五年以上継続して上場している会社からの寄附に限ること等について、修正を行う必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十八年十二月一日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関
する特別委員長

今 井 宏

衆議院議長 河野 洋平殿

平成十八年十二月五日 衆議院会議録第二十号

(別紙)

(小字及び「は修正」)

(政治資金規正法の一部改正)

第一条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第九條 第一項第一号ロ中並びに当該寄附を「当該寄附」に改め、「年月日」の下に並びに当該寄附をした者が第十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨を加える。

第十二條 第一項中「かかる場合」の下に「(第二十條第一項において「報告書」の提出期限が延長される場合」という。を)を加え、同項第一号ロ中並びに当該寄附を「当該寄附」に改め、「年月日」の下に並びに当該寄附をした者が第十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する者であるときはその旨を加え、

載した書面並びに金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写しを加える。

第六條中であつた者の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 政治団体の会計責任者は、第二十二條の五第二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十二條の五第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

第十八條の二(第二項中「かかる場合」の下に「第二十條第一項において「報告書」の提出期限が延長される場合」という。を加え、

第十六條 第一項に改める。

第二十二條の五(一)中「組織の下に(証券取引法第二十二條第十六項に規定する証券取引所(以下この項において単に「証券取引所」という。))に上場されている株式を発行している株式会社(以下この項において「株式会社」という。))を定めた株式会社(以下この項において「定時株主総会基準日」という。))を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日(以下この項において「定時株主総会基準日」という。))が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの」を加え、同条

ただし、日本法人であつて証券取引法第二十二條第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式を発行しているもの(以下この項において「新設合併又は株式移転により設立された株式会社」という。))が当該新設合併又は株式移転をした会社(以下この項において「合併会社」という。))の発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの」を加え、同条

が、条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式を発行しているもの(以下この項において「新設合併又は株式移転により設立された株式会社」という。))が当該新設合併又は株式移転をした会社(以下この項において「合併会社」という。))の発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの」を加え、同条

第十二條の五(一)中「組織の下に(証券取引法第二十二條第十六項に規定する証券取引所(以下この項において単に「証券取引所」という。))に上場されている株式を発行している株式会社(以下この項において「株式会社」という。))を定めた株式会社(以下この項において「定時株主総会基準日」という。))を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日(以下この項において「定時株主総会基準日」という。))が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの」を加え、同条

附則

第一条 この法律は、公布の日(以下「公布の日」という。))から施行する。

第二条 この法律は、公布の日(以下「公布の日」という。))から施行する。

第三条 この法律は、公布の日(以下「公布の日」という。))から施行する。

附則

第一条 この法律は、公布の日(以下「公布の日」という。))から施行する。

第二条 この法律は、公布の日(以下「公布の日」という。))から施行する。

第三条 この法律は、公布の日(以下「公布の日」という。))から施行する。

二 第四条並びに附則第五條、附則第七條及び附則第十一條の規定 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の廃止の日

三 附則第十三條の規定 この法律の公布の日又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

(政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一項の規定による改正後の政治資金規正法(以下附則第六條まで及び附則第十五條において「新政治資金規正法」という。))第九條第一項第一号ロの規定は、この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。))以後に政治団体を受ける寄附については、なお従前の例による。

2 新政治資金規正法第十二條第一項第一号ロの規定は、施行日以後に提出すべき期間が開始する同項の規定による報告書及び施行日以後に新政治資金規正法第十七條第一項の規定により報告書提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日前に提出すべき期間が開始した第一條の規定による改正前の政治資金規正法(以下附則第六條までに於いて「旧政治資金規正法」という。))第十二條第一項の規定による報告書及び施行日前に旧政治資金規正法第十七條第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

第三条 施行日の直近の定時株主総会基準日(新政治資金規正法第二十二條の五第一項に規定する定時株主総会基準日という。))以下この条において同じ。において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していた株式会社に係る施行日以後最初の定時株主総会基準日までの間における新政治資金規正法第二十二條の五第一項の規定の適用については、同項中「その他の組織(証券取引法第二十六條に規定する証券取引所(以下この項において単に「証券取引所」という。))に上場されている株式を発行している株式会社(以下この項において「株式会社」という。))を定めた株式会社(以下この項において「定時株主総会基準日」という。))を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日(以下この項において「定時株主総会基準日」という。))が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの」を加え、同条

